

## 第9回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年9月25日（木）午後1時30分から  
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

（前回提案された事項）

- (1) 協議第11号 男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25－1）
- (2) 協議第12号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて（協定項目25－2）
- (3) 協議第13号 交通関係事業の取扱いについて（協定項目25－7）

（報告事項）

- (4) 報告第13号－3 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について
5. 次回の協議事項について（提案説明）
  - (1) 協議第7号－2 新市の事務所の位置について（協定項目4）
6. その他（次回の会議日程等の連絡）
7. 閉 会

### <配付資料>

- ・ 第9回会議資料
- ・ 平成12年度～平成16年度隼人町立医師会医療センター収支計画書
- ・ 隼人町病院事業会計（隼人町立医師会医療センター）参考資料
- ・ 国分市土曜休日夜間診療所運営状況

※ 第3回新市事務所位置検討小委員会会議資料（参考資料）

※ 第4回新市事務所位置検討小委員会会議資料（参考資料）

※ 第3回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議資料（参考資料）

※印の資料は、参考資料として所属小委員会以外の分を配付してあります。

会 議 出 席 者

有村 久行委員	湯前 則子委員
福島 英行委員	新村 俊委員
木原 数成委員	宮田 揮彦委員
吉村 久則委員	上村 哲也委員
津田和 操委員	榎木 ヒサエ委員
小原 健彦委員	松山 典男委員
西村 新一郎委員	石田 與一委員
笹峯 護委員	永田 龍二委員
東麻生原 勉委員	徳永 麗子委員
池田 靖委員	砂田 光則委員
川畑 繁委員	岩崎 薩男委員
徳田 和昭委員	松永 讓委員
川東 清昭委員	狩集 玲子委員
常盤 信一委員	原田 統之介委員
木場 幸一委員	児玉 實光委員
黒木 更生委員	八木 幸夫委員
迫田 良信委員	林 麗子委員
浦野 義仁委員	
川畠 暁委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	
大庭 勝委員	

会 議 欠 席 者

小久保 明和委員

東鶴 芳一委員

倉田 一利委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第9回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして倉田委員、小久保委員、東鶴委員からは本日会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変ご多忙の中、本日の第9回目の始良中央地区合併協議会会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。私の方から2、3報告を申し上げたいと思います。まず第1点目は、9月10日に第8回の協議会が開催されましたが、その後第4回目の新市事務所位置検討小委員会及び3回目の議会議員の定数及び任期等に関する検討委員会をそれぞれ開催していただきました。事務所位置検討委員会では、事務所の位置、設置方式及び庁舎の建設の是非につきまして小委員会の意見が集約されましたので、本日委員長さんの方から報告をいただくことになっております。また、議会議員の定数及び任期検討小委員会は、本日の協議会終了後、第4回目の小委員会を開催していただくということになっているところでございます。次に、新市の名称の募集についてでございますが、ご案内のとおり、9月16日から募集を開始をいたしております。既に今日、今日現在で200件余りの応募が始良中央地区内外から届いていると聞いているところでございます。これからの数多くの応募を期待をいたしているところでございます。次に、新市のまちづくり計画の関係でございますが、先般のまちづくりフォーラム提言集を基に現在職員で構成いたしますワーキングプロジェクト会議においてまちづくり骨子案の策定中でございます。昨日もこのワーキングプロジェクトチームとフォーラム委員との意見の交換もなされ、10月上旬には協議会へ、この協議会へ骨子案を提案していただく予定となっているところでございます。次に、皆様方も新聞報道等でご承知だと思いますが、隼人町議会において18日の本会議で合併協議会からの離脱に関する決議案が可決されたところでございます。隼人町長としては、これは必ずしも民意を反映したものでないということで、この協議会からは離脱は考えていないというような趣旨のコメントが新聞で報道されたところでございまして、この後隼人町の町長の方からこのことにつきましてはご発言があらうかと思いますが、私もその後のコメントでも申し上げましたとおり、この始良中央地区合併協議会はいくまでも1市6町を構成市町とする協議会であり、この枠組みにより今後も協議スケジュールに従って着実に合併協議会を開催していきたいと考えているところでございます。このように申し上げたところでございます。どうか皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。本日も委員の皆様方のご協力を得まして実りの多い会議になることをお願いしながら私のごあいさつとさせていただきますと存じます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、しばらくの間会議の議長を務めさせていただきます。先ほどのごあいさつでも申し上げましたとおり、隼人町長の方から発言の機会をいただきたい旨の要望が先に出されておりますので、隼人町長の発言をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、津田和町長さん簡潔によろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

ただいま議長の許可をいただきましたので、我が隼人町の今までの合併に対する概略を説明をさせていただきます。今回の1市6町合併協議会設立にあたりましては、我が隼人町では、平成13年12月28日、国分青年会議所より1市3町（国分市、霧島町、隼人町、福山町）の1万を超える住民の署名を添えて提出がされました。1市3町の合併設置請求に端を発しているものであることと私は理解しております。しかし、この時協議会設置請求につきましては、隼人町は、合併後のまちづくり構想と、この枠組みに溝辺町、牧園町が加入しなければ、そういう合併でないと私は納得いかないということで執行部提案された。議会も同意をいただきましてこの件につきましては否決をいたしております。その後隼人町におきましては関係市町と協議を重ね、合併に関する住民アンケートの結果を踏まえ、いろいろございましたが、議会においても予算案等を含め1市6町の枠組みで決議をいただき、そして合併法定協議会ということで3月議会の定例会におきまして始良中央合併協議会を4月に設置とされたところであります。今回の隼人町議会における決議は法的な拘束力はないものと理解しておりますが、議会において決議という意思表示がされておりますことについては真摯に受け止めております。しかし、法定協議会の設置をして合併に関し協議を行っていくことについては、住民アンケートから議会の議決まで段階を踏んだ上で設置された経緯もあり、軽々しく脱退ということは性急であり、考えるべきではなく、今回の議会の離脱に関する決議は民意を反映しているとは考えられないところでございます。私は合併協議会において正式に協議が進められている途中の離脱は全く考えていないところでございました。今まで以上に町におきましても現状や合併をしなかった場合どうなるのか、どうなっていくのか、町の広報誌や説明会等を通じまして十分町民に対し説明会等を行って合併に対し町民の理解と納得が得られますような、納得ができるような対策を今後講じていきたいというふうに考えております。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま津田和町長からお話がありましたとおり、合併協議会からの離脱をするというご意思はないということでございました。これまでどおり1市6町を構成市町とする協議会を協議スケジュールに従って着実に協議をしていくことがこの合併協議会に与えられた任務と考えております。今後とも委員の皆様方におかれましてもそのようなご理解いただき、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。なお、隼人町の議会におきまして合併協議会から離脱する決議が可決されたところでございますが、それを受けまして協議会の委員について今後もし交代がある場合につきましては、まず議長につきましては規約によりあて職とされておりますことから議長職の辞任はできないということになります。一方、議長以外の委員につきましては、協議会規約によりましてこれまで町議会を通じまして選任名簿を上げていただき、協議会委員を委嘱いたしているところでございます。したがって、反対に委員を辞任されるという場合にも同様にまずは町議会を通じて辞任の申し入れをいただき、町議会において後任を選任いただき、委員の変更がスムーズに行われるようにすることになっておりますので、この手続きが終わるまではこれまでの委員は当然に当協議会の委員として対応していただくということになります。そういうことで委員の皆様方にもよろしくお願いいたしますと思っております。この件につきまして何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますか。それでは、早速協議に入りたいと存じます。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

議長、先ほど発言の許可を求めていますから、発言の許可をいただきたいと思いません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま申し上げましたが、内容はどういうことについて、委員の辞職の問題につきましては今申し上げたとおりでございますが。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

私どもの隼人町の議会におきます今回の決議の採決につきまして説明を申し上げたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、今、議会の状況について簡単に説明をということでございますので、簡単に、簡潔に町長と同様にご説明をお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

議案の写しを持ってまいりましたので、配付いただいでよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もうできれば先ほど町長と同じように簡潔にその内容を説明していただければ大変ありがたいと思っておりますけれども。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

それはもう配付できないということですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

この協議会自体といたしましては、先ほど申し上げましたように、町の議会で議決されたことは町の問題でございますけれど、今お話がございましたように、町長は町長としての説明をされたということでございますので、議会の経過等についてですね、特にこの協議会の運営の問題と特に関わりのある問題ではございませんので、簡潔にその部分について説明いただければ大変ありがたい。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

分かりました。皆さんこんにちは。隼人町の議会議長の徳田でございます。ご存じのとおり、私ども隼人町議会は去る9月18日、始良中央地区合併協議会からの離脱に関する決議を可決いたしました。決議案は皆様のお手元に届けるつもりでございましたが、議長の許可が出ませんでしたので、ご必要な方は後ほど差し上げたいというふうに考えております。決議の要旨を申し上げますと、始良中央地区合併協議会では1市6町の合併の是非からまず真剣に検討、協議すべきであるにもかかわらず、その議論をすることもなく、ただひたすら合併のレールを走る事務的協議を続けているというものでございます。これでは我が隼人町の将来の方向決定に最高責任を持つ議会としての責務を果たすことができないのではないかとというふうに考えられます。そこでいま一度原点に立ち返りまして新たな協議の場を設置し、独創的な独自の政策の展開で自立し、自己決定、自己責任のもと、将来に生き残れる自治体を目指していきたいというふうに考えているということでございます。本決議は、採決の結果、賛成多数で可決されております。隼人町議会としましては今後ともこれまで以上に合併問題に真剣に取り組んでいく覚悟でございます。皆様方のご理解をどうかよろしくお願いいたします。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がございましたことで委員の皆様から何かお尋ねになっておきたいという点はございませんでしょうか。

[「ありません。」という声あり]

特にないようであれば、協議に入らせていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

議長よろしいでしょうか。私ども議会の決定に従いましてこの後の協議会にこのまま出席するのはいかがかというふうに考えておりますので、これをもちまして退席いたしますが、今後とも隼人町議회를どうかよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま退席をしたいという申し出がございましたが、先ほど申し上げましたように、恐らく諸般の事情で退席されるというふうに私は理解をいたしまして、委員につきまし

てはそのまま委員の席は務めていただくということになっておりますので、そのご理解をいただきまして、諸般の事情でと。後の部分につきましては、今日の協議につきましましては白紙でそれを委任されるというご理解でよろしゅうございますでしょうか。はい。そういうことで諸般の事情で今日は途中で退席されるということでございますので、そのような取扱いをさせていただきたいと思えます。それでは、引き続きまして諸般の報告につきまして、合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告につきましてご説明申し上げます。本日の会議資料の2ページでございます。9月の10日に第8回の協議会が開催されました後に二つの小委員会を開催をいたしております。第4回の新市事務所位置検討小委員会でございます。後ほど委員長の方からその協議の結果についての報告がなされることになっておりますので、その内容につきましては私の方からは割愛をさせていただきます。第3回の議会議員の定数及び任期検討小委員会も同時刻から始まりまして、これにつきましては、1市6町の議員の状況、それから全国における合併後の類似の団体の報酬等についてを議題にいたしております。それから、協議会だよりの第4号の発行をいたしましたが、この時に合わせまして新市の名称募集チラシを含み発行しております。現在の応募状況につきましては、先ほど会長のあいさつの中であつたとおりでございます、約200件程度の今応募が寄せられているところでございます。主なものでございますので、9月の16日でございますけれども、第9回の幹事会を開催いたしました。内容につきましては、新市の事務所の位置について小委員会の方の4回の会議が開かれましたので、その結果等についてを報告いたしております。それから併せましてその他の小委員会の協議の状況等も報告を受けたところでございます。それから、新市の名称の公募をこの16日から開始をいたしております、10月の31日までを応募期間としております。ずっと飛びまして、その間につきましては分科会等の開催でございますので、お目通しを願いたいと思えます。9月の24日になりますけれども、昨日でございますが、まちづくりフォーラムとの意見の交換会がございました。これはいわゆるフォーラム委員の方々と、それから関係市町の関係する財政、企画等の担当者、課長レベルの方との意見の交換でございました。先般のフォーラムの提言報告を受けまして、今、提言に基づきます骨子案の取りまとめをいたしておりますが、その骨子案のたたき台ができましたので、それを示しながらフォーラム委員の方々と意見交換を行ったところでございます。おおむね了解をいただいたというふうに思っておりますけれども、幾つかのまたそれに対するご意見等をいただいておりますので、今後これらを踏まえまして来るべきまた協議会の席にその案として取りまとめをした上でご報告を申し上げますと、そういう形になろうかと思えます。それから、本日が第9回の協議会と、併せまして、この会議終了後、この



場におきまして第4回の議会議員の定数及び任期検討小委員会を開催する予定にいたしております。今後の予定につきましてははお目通しを願いたいと思いますが、10月の2日に第10回の幹事会を予定いたしております。これにつきましては当初ご決定いただきましたスケジュールに従いまして電算システムの事業の関係の協議をいたすことにいたしております。それから、次回の第10回の協議会は10月9日の予定をいたしております。以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、この諸般の報告について何かご質問はございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

牧園町の迫田でございます。諸般の報告の中で9月16日の第9回幹事会の中で第4回の新市事務所位置小委員会、事務所位置検討小委員会の報告がなされたという報告があったわけですが、この幹事会の中でどのような意見が出されたかお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

この件につきましてはいわゆる小委員会の会議の状況をお伝えをいたしました。したがって、小委員会のまだ正式な報告をいただく前の段階でございますので、幹事会の方に小委員会の状況をお伝えしたと、いろいろと小委員会で出されましたご意見等を幹事会の中にお伝えしたというところでございます。その小委員会につきましては、協議会の下部組織で小委員会で検討すべき事項を与えられておりますので、その件につきましては小委員長の方からまず協議会の方に報告をするということが一番でございますので、幹事会の中でこの小委員会の中身についてそのどうする、こうするということがなくて、小委員会の状況をお伝えしたというところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにごございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

質問等が特にないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入りますが、まずその前に、前回の会議で協議、承認をいただいたところでございますけれども、協議第10号、病院関係事業の取扱いに、これは協定項目の25、前回の会議でございましたけれども、この審議、協議の過程の中で委員の方から病院事業の会計面について資料を出してほしいとの要望がございましたので、このことにつきまして資料を提出し、そして公営企業等専門部会の方から補足の説明をさせたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

企業部会の濱崎でございます。前回の会議の時に国分市立土曜休日夜間診療所のことにつきまして14年度の分しか費用とか、そういう面を掲載しておりませんでしたので、ここに9年度から14年度までを一応計上いたしております。内容につきましては、9年度から14年度まで大体450名程度の受診者がおるということで、前回は申し上げましたとおり、医師会医療センターだけではこの人数を対応できないということで、合併した時点で医師会等と協議をしてこの問題には対応していくということで協議をしておりますので、調整しておりますので、よろしく願いいたします。内容はお目通しいただきたいと思います。続いて隼人町立医師会医療センターについて説明いたします。資料の中で始良郡医師会の作成いたしました収支計画書から説明いたします。この収支計画書は12年度から16年度までの5カ年計画で作成しております。医療センターの開院に先立ち、県医師会、郡医師会、隼人町で協議して作成し、町議会での病院事業会計予算審議資料として使用しているものでございます。まず2ページ、3ページの12年、13年度の患者数と町の参考資料の1ページを比較してもらえば分かりますように、入院、外来ともに計画に近い実績が出ています。これに伴う収入につきましても医師会の収支計画書7ページと町の参考資料の2ページ、12年度の合計額、3ページの13年度合計額を比較しても差のないことが分かります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今ちょっと資料を、2種類の資料で今組み分けていらっしゃると思いますが、まず資料の表題を、種類を言っていただきましてもう少し説明をされた方が分かりいいかと思っておりますので、タイトルをまず。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

資料は町立医師会医療センター収支計画書と隼人町病院事業会計参考資料のこの2本でございます。はい、分かりました。それでは、最初から、収支計画書の12年度から16年度の5カ年計画というのは医療センターの方でございます。この資料は、県の医師会、郡の医師会、隼人町で協議し作成したものでございます。医師会医療センターの方の資料2ページと3ページ、この患者数と、今度は町の方なんですが、町の方の資料の1ページ、医療センターの方の2ページが12年度の、積算内容、こっちの積算内容のここ、はい、表題は「医師会医療センター収支計画書」と書いてある方でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、進めてください。どうぞ。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

医療センターの方の2ページの。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話のあるのは収支計画書でございますでしょう。その2ページ、3ページということですか。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

隼人町立医師会医療センター収支計画書の2ページの入院と外来、この270、150名、この医師会の方の収支計画書の方の延べ患者数の4万1,080人ということと、この隼人町の方の病院関係参考資料の12年度の計画と実績4万1,400、上から2番目ですが、一番右端の、4万1,400人ということで計画ともうほとんど実績とが変わっていないということでございます。2ページ、3ページも13年度と比較いたしまして延べ患者数、入院患者数が延べ勘定で6万9,350人、それと町の計画で6万2,186名ということでほとんど計画と実績と変わりはないということでございます。このようなことから計画の見直しをしないのが実情であり、今後の収支計画書につきましても医師会と協議して早急に策定をしたいと考えております。次に、地域医療対策課等で作成しました参考資料、12年度の入院実績の収支、収入実績、それと損益計算書、貸借対照表、企業債の償還などを添付しております。決算につきましては、6ページに12年度、8ページに13年度の損益計算書を付しております。12年度は7月に開院したことから約1億1千万円の欠損が出ております。13年度は約1億6千万円の余剰金が出ましたので、12年度の欠損金を埋めることができました。14年度決算につきましては現在町議会に認定議案として提出しておりますので、添付しておりません。約3億円の余剰金が出ており、比較的順調に推移している状況でございます。企業債の償還につきましては、交付税、医業収入等で賄う考えでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま公営企業等専門部会長の方から説明がございましたが、この件につきましてご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

質問等がなければ、このことにつきましては終わらせていただきたいと思います。それでは、議事の(1)、協議第11号、男女共同参画事業の取扱いについて、これは協定項目の25-1となりますが、これを議題といたします。本件につきましては前回の会議で企画専門部会から提案説明を行っておりますが、企画専門部会の方から概要補足説明等をあれば行っていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

企画専門部の会長です。よろしくお願ひしたいと思います。協議第11号、男女共同参画事業の取扱いにつきましては、9月10日の第8回の協議会、前回の協議会ですが、提案説明をさせていただきましたので、簡単に再度説明を申し上げます。第8回協議会資料の3ページをお開きください。現在男女共同参画事業は全市町が取り組んでいる事業であり、また、男女共同参画社会基本法の中でも「地方公共団体は、男女共同参画社会の施策に取り組まなければならない。」との責務があることから、新市において男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定することと

いたしました。新市になって実施する具体的な事業内容につきましては、5ページの右端の調整の具体的な内容の欄をごらんいただきたいと思います。以上で協議第11号、男女共同参画事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、この男女共同参画事業計画、その策定、この取扱いにつきましてご質問・ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

溝辺の木場です。6月の県議会の定例会におきましてジェンダーフリー教育反対の陳情書が採択されましていろいろ議論を呼んでいるわけですが、このジェンダーフリーについてこの男女共同参画基本計画の中にどのような位置付けをされる考えか説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

お答えをいたします。今の問題につきましては新聞等でいろいろと、また、昨日の県議会の中でもちょっと問題になりましたけれども、この新市におきましてはそこらあたりもみんな含めて新市において協議するということになりました。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。基本計画の中で、新しい基本計画の中で議論していくということですが、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

このジェンダーフリーについては専門家の中でもいろいろ認識に大きな違いがあるやに見受けられるわけですが、住民にとってはなおさらその辺は十分理解していない部分があると思いますので、この辺の理解をいただけるような対策を講じながら基本計画の策定をされることを期待いたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございます。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。このことにつきましては提案のとおり承認するというご事でご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第11号、男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目の25-1）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(2)、協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて、協定項目25-2になりますが、を議題といたします。本件につきましても前回の会議で企画専門部会の方から提案説明を行っておりますが、概要補足等説明があれば行っていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

それでは、協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いについても前回の協議会の中で提案説明をさせていただきましたが、再度簡単に説明を申し上げます。第8回協議会資料の8ページをお開きいただきたいと思います。姉妹都市・国際交流事業につきましては、そこに載せておりますとおり、4件の事業について協議方針案を作成をいたしました。まず1番目に姉妹都市・友好都市交流事業、2番目に国際交流団体事業、3番目に国際交流員招致事業（CIR事業）、4番目に国内外研修派遣事業について、それぞれの市町が個性的で魅力的なまちづくりを目指していろんな交流事業を実施をいたしております。この4事業につきましては、いずれも交流事業の必要性、それから観光振興、それから国際性豊かな人材の育成、また、市民、町民の事業に対する要望も強いことなどから、交流相手や組織・団体の意向を確認した上で現行のとおり新市に引き継ぐものといたしました。なお、制度等につきましては一体性を考えて合併後に調整することといたしました。以上で協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いについての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問・ご意見ございませんようでございますので、お諮りをいたします。提案のとおりこの件については承認することをご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて（協定項目25-2）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第13号、交通関係事業の取扱いについて、協定項目25-7となりますが、を議題といたします。本件につきましても前回の会議で企画専門部会と総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要補足説明等があれば説明を行ってください。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

それでは、協議第13号、交通関係事業の取扱いにつきましても先ほどの協議会の中で提案説明をさせていただきましたが、再度簡単に説明を申し上げます。第8回協議会資料の22ページでございます。1番目から5番目までを企画専門部の方で説明をいたします。交通関係事業の取扱いについて、5件の事業について企画専門部で協議方針案を作成いたしました。まず1番目にJRの利用促進事業、それから2番目に生活交通路線維持費補助事業、3番目にコミュニティバス事業、それから4番目に乗り合い自動車運送事業、この四つの事業につきましては、公共交通機関の確保、それから交通弱者や地域住民の生活の利便性の維持向上を図るためには是非必要な事業であり、それから、また、5番目の前段の方の鹿児島空港の利用促進につきましては、空港の利用拡大促進を図る

ことからいずれも現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。そのうちのコミュニティバス事業につきましては、新市全域の運行を検討してほしい旨の意見が出されましたので、合併後に広域的視点に立って市民の要望、意見等を十分反映させ、より充実を図ることにいたしました。なお、このコミュニティバス事業につきましては新市の主要プロジェクトの中の事業として検討されておりますので、現在早速企画分科会の方で全市町を対象にした運行計画等について既に協議を始めております。5番目の最後の後段の方ですが、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業につきましては、個人の負担割合等の違っている事業について、事業の一体性を考えたときに合併時に調整して新市に引き継ぐものとしたしました。それから、前回の第8回協議会で横川町から出されましたJRの利用促進の項目で大隅横川駅舎保存修復事業につきまして現況調書の中に追加してほしい旨の要望がありましたので、お手元の方に23ページのところを追加いたしましたので、差し替えの方をよろしくお願ひしたいと思います。以上で協議第13号、交通関係事業の取扱いについて企画専門部の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務部会長でございます。引き続きまして同じく22ページの協議第13号の6から8までの交通安全に関する項目についてのご説明を申し上げます。初めに6の項目についてでございます。ここに上げております交通安全対策会議及び交通安全計画につきましてはいずれも交通安全対策基本法という法律に規定されております。この法律によりますと、「市町村には、市町村交通安全計画を作成する義務があり、その計画の作成実施のために交通安全対策会議を置くことができる。」と規定されております。この法律に基づき現在においても1市6町のいずれも交通安全対策会議を設置し、交通安全計画を策定しているところでございます。このようなことから新市に、そこに書いてございますように、新市に交通安全対策会議を置き、交通安全計画を新たに策定するというふうに提案しようとするものでございます。次の7の項目についてでございますが、現在、国分市、溝辺町、隼人町及び福山町において交通安全推進協議会を置いておりますが、新市において新たに定める交通安全計画を具現化し、交通安全運動等を積極的に推進するためにも交通安全推進機関を置くべきではないかということでこのように提案しております。次に8の項目でございます。交通安全専門指導員とは、交通指導や交通教育あるいは交通事故相談などを行う非常勤職員のことでございますが、現在この交通安全専門指導員を配置しているのは国分市と隼人町でございますが、合併後においては全市を包括できるような配置が望ましいと考えられますので、そこにお示ししたとおり提案したところでございます。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等がありましたら挙手

をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

溝辺町の今島ですが、よろしいですか。1番、2番、3番、4番についてはほとんど統一したものかと思えますけれども、5番についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、今、個人的な差があるから、ちょっと合併前に協議をするというお話でしたが、これは隼人町と溝辺町の関係のことでしょうか。お聞きしたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、今のその事業をしている所は溝辺町と隼人町ですので、2町の問題でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

溝辺町の今島ですが、この空港環境整備の関係、これは各種事業の1、2は国にまつわる問題ですけれども、3番以下、これは県と町、そうした関係であると思えます。空港は県内の一番南の玄関口ということで、この発展というのは県、それから地域、どうしても非常に期待をされているところであります。1日170便ぐらいの離発着があるわけですが、この一方です、地域と言っていいでしょうか、周辺住民と言っていいでしょうか、この辺の非常に騒音に苦しんでいる一種地域、二種地域という所があるわけですが、これは今までずっと空港開港以来、あるいは時間延長の時期、そうしたものに非常に地域に大きな騒音をもたらしますので、いろんな場面で協議に県と町、国に対しましてもいろんな場面で協議を重ねて重ねてようやくこうした事業が取り入れられたわけですので、今後、今聞くとおるところによりますと、この一種地域、こうしたものも見直しも論議をされているやに聞いておりますので、今後やはり空港を発展させていく、また、地域の発展を願うにはやっぱり地域周辺の住民のことも十分検討をされて、そして臨んでいかなければいけないんじゃないかというふうに思えますので、そうした場面で協議、こうしたものをされる時は十分地域のことを考えていただいて協議に臨んでいただきたいというふうに思えます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

同じ意見になるかと思えますけれども、私溝辺町の延時でございます。鹿児島空港ができて便利になるというのは地域住民だと思います、空港を利用する方です。その反面、つんざくような騒音に悩まされるのが地区住民でございます。そのことを合併のこの協議の時点からやはり全員が認識しておくべきじゃなかろうかという危惧の念を持っております。いわゆる空港があるから譲与税なり、あるいは、また、大臣配分の税収入もあるわけですが、その反面、先ほど申し上げましたようなことがあるということをお聞きしたいと思えます。22ページに交通機関の項目がござ

いますが、5番目の中でいわゆる空港の利用促進のための事業については現行のとおり新市に引き継ぐということで促進を図っていかうということでございますが、その次のまたということがございますが、ここで、やはり先ほど申し上げましたように、空港騒音は空港が存在する限り存続するというに鑑み、そしてこういった調整を行うということが大切じゃなかろうかと思えます。そういった面でこの5番目のそこにもう少しそういった文言を挿入していただきたいということをばお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま延時委員、先ほどの今島委員、同種の質問の内容でございますが、提案しております事務局の文の中で今お話がございました。委員の皆さん方これについて何かほかにご意見ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

同じような考えであるわけですが、委員の方々にもこの問題についてはやっぱりよく理解していただく必要があると思えますけれども、溝辺町におきましては平成4年12月の運行の時間延長に伴いまして周辺住民から1,600人余りの署名で運行時間延長に反対する陳情書が出されております。それらを踏まえて議会でも特別委員会を設置いたしましていろいろ審査、研究続けた結果、採択されております。そしてその後、県と協議を重ねながら、騒音対策を講ずるべき機器も設置することで、不満は残るが、やむを得ないというような結論で鹿児島空港周辺地域環境整備基金が設置されるに至っております。これは合併までに調整するというようなことをうたわれておりますけれども、溝辺は溝辺の地域に合ったこの基金が制定されているでありましょうし、また、隼人と異なる部分もありましょうが、とにかく住民に不利益を被るような調整は溝辺としては望みたくないし、また、溝辺といたしましても地域は全域にわたるわけではありませんが、空港周辺という形に限定されておりますので、その辺はやっぱり皆様の理解を求めておきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

同じような意見になるかと思えますけれども、私は横川の道祖瀬戸でございますけれども、よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございます。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

やはり空港騒音にはその区域、市町村の区域がございませんので、やはり私どもの横川地域も大変な、利用の反対にですね騒音が舞い降りてまいります。しかしながら、今後さらに空港が発展をしなければならぬということも事実でございますので、やはり周辺ですね環境整備ということにはさらに合併をしましても委員一同ですね大きく力を注いでいただきたいなということを特に希望するものであります。以上です。



○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

横川の黒木でございます。関連ですけれども、先ほど木場委員の方からも話がありましたように、平成4年時間延長の方針が打ち出されまして、その時私も行政に携わっておりましたので、記憶いたしておりますけれども、溝辺町との境界が横川にもございます。溝辺町の三繩の方は騒音対策で移転とか、いろいろな方法がなされたわけでございますけれども、川を隔てて横川の方はその騒音対策の影響が、溝辺町との境界なんですけれども、受けていないわけです。一応そのような関係がございますので、今回空港周辺の環境整備に関する事業というのもこの中に入っておりますので、その点におきましても今後空港騒音等の問題、いろいろな問題等が発展する可能性がございますので、その点も十分配慮していただき、今回そういうような新しい市ができてきますと境界、それらもなくなるわけでございますので、是非とも住民のそういう声を聞いていただきまして、真っ向からその当時横川の方も反対したわけではございません。やはり空港の周辺の利用ということで一生懸命取り組みまして、そして住民の方々の理解を得まして、同意いたしまして時間延長に賛同いたしましたような経緯もございますので、その点も十分今後のその整備に関することにつきましてもご配慮をよろしくお願い申し上げますようにお願いいたしておきます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど申し上げましたように、これは隼人町も、溝辺町も基金設置でなされております。基金の額が溝辺町7億、うち県が5億、町が2億、現時点で平成14年度の決算を見ますと残りが、いわゆる取り崩し基金でございますので、2億3,700万程度溝辺町の場合残っていると思います。隼人町の場合は約残りが1千万ですかね、1千万程度残っているんじゃないかなと思います。これが合併しますと同じ基金になってそれぞれ進めていこう。最終的にはこの基金もなくなってきます。この基金設置をする場合に県の5億というものを特交でいただいたわけですが、1回限りですよということでございまして、これがなくなった後、騒音対策とか、環境整備についての元金と申しますのは合併後の市で賄っていかないとかならないと思います。そのための航空機譲与税もあろうかと思いますが、そういったことをやはりこの協議会のお互いが認識をしてバトンタッチをしていくということが大切だと思います。騒音、いわゆる環境整備という言葉の中に騒音対策も含まれるわけですが、ぼけてきていると思うんです、私が言うのは。お年寄りの方、病気の方々が、午後今9時半までですよ。寝ていらして耳をつんざくようなあの金属音がする中で耐えていかれるその様を見ましたとき、やはり騒音対策というものは表面に出しておくべきだということで先ほど提案をしたわけでございます。二つの見解についてご説明、ご意見なり、ご見解をいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、数名の各委員の方からこの鹿児島空港周辺の環境整備に関する部分の中で今ございましたような騒音対策の問題、その必要性、基金の問題といろいろお話がっておりますが、皆様方のこの「合併までに調整し、新市に引き継ぐ」というこの表現の中にそれらのことが議論されて含まれているのかどうか。その辺事務局まず説明をしていただきまして。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、ただいまご質問をいただきました内容については協議の中で全部されております。1回目の提案説明の中で申し上げましたけども、その環境整備の中には防音工事、それから騒音対策事業、それからテレビジョン受診障害防止事業等についてということで説明をして総括して環境整備事業という形でとらえております。協議の中でもいろいろな基金の問題も出されました。基金の問題につきましては財産の取扱いの中でも協議をされるというふうに思うんですが、合併時までにそこらあたりについてははっきりと協議をします。そして事業等については、後退することなく、なくすると、そういうことではなくて、ここで申し上げました「必要に応じ」というのは、負担の割合が溝辺町さんと隼人町さんが一部違っている部分がございますので、負担を低い方に揃える形の協議がなされております。以上のようなことで、ちょっと文面的にたくさん入れればまだいい部分もあるかもしれませんが、こういう形で全体をとらえていますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、企画部会長の方からお話ございましたように、この文言の意味の中にそれらのものが含まれているということがございますけれども、それでご理解いただけますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

溝辺の有村でございます。先ほどから溝辺町のお二方の委員の方々から騒音対策の問題を含めまして、基金取扱いの細部にわたりましていろいろ意見を出していただきました。内部です、溝辺町であと1年、約2年あるわけでございますので、ちゃんと道筋をつけて、さらに条例でもその今までの目的、趣旨、こういったものをちゃんと生かしていただくようにしていかなければいけないだろう。まず溝辺町と隼人町の段階で道筋をちゃんとつけていくということが大事であろうと思っておりますので、この件につきましては表現としてはこういうことで、これからもこの空港周辺の騒音対策というのは極めて大事な問題であるということを委員の方々にご理解いただければいいのではないかとこのように思っております。私はもう一つです、首長に就任いたしまして強く感じておりますのは、実は、民間空港関係市町村協議会というのが実は全国民間空港のあります約100の団体で組織をされておるわけでございますけれども、鹿児島空港という

のは全国有数の空港でありながら、そして鹿児島空港が溝辺に発展的に建設をされましたからもう31年経過をするわけでございますけれども、この組織です実には伊丹市の市長さんが会長になっておられまして、あと宮崎市長さん外三つの団体の市長さんが副会長に就任されております。ところが、溝辺も、隼人もこの31年間理事にもなっていないわけでございます、この理事に就任しておくことがですね非常に大事だということをお私には痛感いたしました。したがって、10万都市を目指しますこの1市6町の合併協議会ではありますが、是非ひとつ新市が誕生いたしましたら少なくとも理事には就任できるようにしなければいけないというふうに思っております。この一兩年間の間に道筋はつけていきたいというふうに思いますけれども、このことは極めて大事なことだというふうに思っておりますので、これもひとつ意見の中に加えておいていただければありがたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ほかに・・・。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

空港関係につきましては、今、溝辺の議員の方、今、有村町長さんいろいろお話がございましたが、実はこちらの隼人町は溝辺に比較して何分の1もございませんが、しかし、騒音につきましては直接、比率は少ないわけですが、騒音影響を受けております。そういうことでいろいろその対策といたしましては、以前は、空港ができた当時は非常にエリアが広くていろんな事業に該当していたわけですが、最近は飛行機の性能がよくなって、そして騒音のエリアがうんと狭くなって対象外がたくさん出てきて、実は余り、そう大した補助範囲内で、影響もほとんど、少一ししかいただいておりませんが、しかし、今、有村町長さんいわく、民間航空のせんだっての東京での会に町長さんと二人出席をいたして、いろいろ内容につきまして、今、有村町長がおっしゃるようなことで今後はどうしても我が鹿児島空港を中心とした地域、大きなまちができれば、なお一層そういうことをひとつ、今現在では溝辺さんと隼人がひとつ今後いろんな形でいろんなのも進めていこうという話はいたしました、これが大きなまちになればなるほど全国においても大きな発言力ができるんじゃないかというふうに期待をいたしておりますので、ひとつそういうことも含めて今後計画を立てていただきたいと、要望でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ただいまこの空港に関する関係につきましては要望、提言数多くいただいたところでございます。先ほどの専門部会長の方からの説明もこの字句の中にそれらの検討事項も盛り込んでおるということでございました。より充実した方向でこれが展開されるようにというのが委員の皆様方のご要望のようでございますので、是非その視点に立った協議を今後進めていただきたいと思っております。そのほかにこの件に

つきましてございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

霧島町の浦野でございます。空の上の話が終わったところで、鉄道のことなんですが、JRの1項目、利用促進についてでございますけど、調整内容の中にですね鹿児島県鉄道整備促進協議会、これは日豊線も当然入ると思うんですけど、肥薩線ばかり書いてあるんです。我が霧島町はですね控え目なもんですから、「国分市の入力と同じ」と書いてあるんです。何ぼ見てもですね日豊線には。ちなみにですね、1市6町合併なんですけど、このJRもですね国分市もですね鹿児島市ばかり見ているわけです。私は是非、1市6町合併がなった時には都城圏から含めて、宮崎まで含めるのは当然だと思っておるんですけど、というのがですね、JRの電車の本数を見ればですね国分駅を通過する電車は上りだけで41本確かあるんです。下りが33本、そのうち上りで国分駅で止まる、議長さんもお存じのとおり、ホームライナーって非常に便利のいいやつ、国分駅は折り返しなんです。これが22本ある、国分駅止まりというのが。霧島町はですね19本通ってます、特急まで含めて、特急7本ですから。肥薩線の方は隼人を通るのは上り幾ら、12本ですか、だから、隼人町は国分駅より一列車多いわけです、数は。そういう数なんです。ところが、霧島町はですね、皆さんこう鹿児島市の方ばかり見とるんですから、我々も鹿児島で飲んでますしね。国分までは電車で行って、電車が安いし、速いんですが、国分から霧島までだったら3,800円ぐらいかかるわけです。だから、この促進事業にですね霧島町も、その整備促進協議会に「国分市と入力同じだ。」と、ひとつ自分はずよ日豊本線ですよ、日豊本線にいて、国分市も日豊本線の会社になる。どうしてこれ協議会の調整内容には入れてないのかなあと、それを専門部会にお聞きしたいんですけども。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今趣旨はお分かりになったと思いますが、専門部会の方では恐らくその辺の議論もされたのではないかと思います。その辺も補足して説明いただければ大変ありがたいと思います。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

ただいま二つほど協議会というか、期成会がありますが、この一番上の鹿児島県鉄道整備促進協議会というのは県の組織でありまして鹿児島県内の全部の鉄道沿線の市町が参加をしているもんです。下の方の肥薩線利用促進というのは、今事務局は人吉だと思うんですけど、そこの事務局で、あと関係市町のとこだけが参加している団体であります。鹿児島県鉄道整備促進協議会の方では毎年いろんな各駅の要望を出すようになっていまして、今、浦野議員が申されました内容については霧島町の内容ですので、私の担当のとこなんですけど、毎年出しておりますが、残念ながら利用者が少ないというようなことで長年それが達成をされておられません。そのような状況でありまして、ここで同じ羅列

という意味じゃなくて、今、整備期成会はそういう形で二つであって別々な組織でそういう形で進んでいるということであります。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

別な専門部会、うちの役場の課長さんですからあんまい言いたくないんですけど、そういうのをですね気づかれたらやはり霧島町、私もうかつだったんですけど、これ見るまでは、きちっと早目に上げていただいてですねそういう組織をつくって、日豊線というのは、ご存じのとおり、複線化を目指して陳情したこともあるわけですから、1市6町になって鹿児島市ばかり見て生きていかなきゃならない市になりたくないし、やはりこの大きな合併をしてですよ、やはり鹿児島空港がやはり南九州のゲートウエーとしての役回りを持っているわけですから、このですねやはり鉄道、JRにしてもですよ満遍なくですね、もうほかの町は全部、肥薩線ばかり立派なことを書いているんですけど、霧島町ないもんですから、国分市と入力は同じなんで、本当情けないなと思ったんですけど、何とかそれをですね専門部会でどのような手だてがあるかきちっとしたことはやられて提言いただきたいと、私も気づいたことは言いますので、よろしいですかね。以上でございますが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、ただいまのご意見につきましては、今その県の組織の鹿児島県鉄道整備促進協議会の方で、日豊本線も沿線が広くてたくさんございますので、そこらあたりでまた協議をお願いするように要望いたしておきます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

お願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにこれらの件につきましてご意見ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

この協定項目の3番、4番についてですが、それぞれの市町で違う形の取り組みがされているわけですが、住民サービスの均衡性を保つ上からもこれらの全部を、新市全域を調整してですねコミュニティバスに統一して、「合併後速やかに」というふうとうたわれているわけですが、これ新市発足と同時にスタートできないものかどうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

このコミュニティバスあるいは下の乗り合い自動車バス、今、市町村それぞれ実施をしているわけですが、今その部分について、この表現から新市に引き継ぐという形に、

それぞれのものを引き継ぐという表現に受け止めると。この部分についてその新市スタート時点でその辺まで議論ができないのかというようなご意見だと思います。それについても恐らく議論がされた経緯もあろうかと思しますので、その辺をもう少し補足説明いただけたらと思いますので、部会長の方からよろしくお願いします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、ただいまのご意見ですが、先ほどもちょっとご説明を申し上げましたけども、なるべく新市発足時と一緒にスタートできたらというようなことで、今現在企画分科会の方で運行計画等に計画を今練っております。ただ陸運局との調整もありますので、合併の議決からどのくらいかかるのか。そこら辺もありますので、今ご質問のとおり、なるべくスタートでいけたらいいという議論でありました。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。もう表現はこのままにしておきながら、そういう努力もしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますので、それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。いろいろ議論がございましたけれども、この部分につきましてはこの提案のとおり承認するというごことご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

ありがとうございます。異議なしということでございますので、協議第13号、交通関係事業の取扱いについて（協定項目25-7）は提案のとおり承認されました。続きまして議事の(4)、報告第13号-3、新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては新市事務所位置検討小委員会の設置規程に基づき八木委員長さんの方からそのご報告をお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

はい、それでは、ご報告いたします。報告第13号-3、新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について、新市事務所位置検討小委員会の第4回会議を9月10日に開催したので、新市事務所位置検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき報告いたします。お手持ちの資料4ページでございます。第4回新市事務所位置検討小委員会協議報告書、開催日時、平成15年9月10日午後3時15分から午後5時15分、開催場所、国分シビックセンター多目的ホール、出席委員、全員出席でございます。1、新市の事務所、本庁の位置候補地の選定に関すること。新市の事務所、本庁の位置については、当面は国分市中央三丁目45番の1号、現国分市役所に置き、新市において検討をする。理由、①人口重心、通勤・通学等の日常生活圏、交通事情、官公署との関係等について住民の利便性を考慮する必要がある。②総合支所方式とした場合、管理部門と事務局部門

を集結した本庁の収容能力を備えた既存の庁舎である必要がある。以上のことから総合的に勘案して国分市が最適であるということになりました。2番目、事務所の設置方式に関する事。住民サービスの低下を招かないよう当面は総合支所方式とし、将来的には本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。理由、①住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。②新庁舎を建設せずに既存の庁舎の増改築程度で済む。③将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある。3、庁舎建設の是非に関する事。庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討をする。理由、①新庁舎建設には莫大な費用がかかるため、財政状況等を考慮し、直ちに新庁舎を建設しないこととする。②合併までの新庁舎建設は期間的に事実上不可能である。③将来的に新庁舎建設をする表現を記載した場合、新市まちづくり計画に反映されることになるので、その点を考慮した表現とした。以上のとおり意見の集約が図られました。なお、審議する中では、将来においても、本庁方式だけにとられるものではなく、新市の面積も広いため、地域性を考慮しながら数箇所は総合支所方式を残す方法もあるのではないかなど意見も出されております。以上、報告いたします。平成15年9月25日、始良中央地区合併協議会事務所位置検討小委員会委員長八木幸夫。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、ただいまの八木委員長の報告に対しましてご質問がありましたら挙手をお願いします。なお、このことに関連いたしまして、この後の会議次第5の次回の協議事項として協議第7号-2、新市の事務所の位置について、これは協定項目4になりますが、をご提案申し上げ、協議事項として次の第10回協議会で協議していただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

八木委員長にお伺いいたしますけれども、この第4回目の新市事務所位置検討小委員会は9月10日に開かれたわけですが、先ほど隼人町の町長さんの話の中で隼人町議会の1市6町の離脱のことについてあり得ないというような話があったわけですが、こういった部分がですね先々どういう形として結果が出てくるかわかりませんが、そういったことを踏まえてですねやはり、この項目につきましては基本項目でありますので、次回の協議会に提案されるという形で終わるようでございますけれども、果たして本当にこの第4回でですね終わっていいのかどうか。さらにですねやはり、例えば、隼人町が離脱を仮にした場合ですね再検討する必要があると、私はそういうふうに思うわけです。そのようなことを考えたときにですね実際このままで打ち切っていくといいのかどうか。それと報告の中の最後の3行の部分でですね、私も小委員会の委員の一人でございますけれども、再三住民がですね、例えば、人口重心度でな

くて、住民が隔々からですね本庁舎を利用できるような体制づくりが必要じゃないかというようなことで、将来にわたりましてはやはり新しい庁舎の位置を含めて、建設の位置を含めてですね、本庁方式でなくて、いろんなその考え方を先々議論すべきじゃないかということを再三申し上げたわけですけども、結果としてこのような報告書が製作されているわけですが、この部分についてですねどのように今後考えていらっしゃるか。その辺を、八木委員長だけにかかわらず、事務局にもですねお伺いいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

まず前提の部分といたしまして、先ほども話がありましたように、隼人町議会における議会の議決ということと、この協議会については、町長が表明されましたように、離脱する意思がないということとございますので、そのことを仮の前提としてですね議論はこの中では恐らく進めていくべきではないというふうに思っておりますが、ただ関連いたします質問の内容でですね補足していただく部分があれば八木委員長の方から答えがいただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。前提が基本的にそういうことで今日スタートをいたしておるところでございますので、はい、八木委員長。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

八木ですけども、第4回目の会議が、隼人町議会の問題は終わってからのことですので、それに今日はスケジュールどおり4回の報告をさせていただいたという経過でございます。それと10年間の経過の間にいろんな、迫田委員もいらっしやっただと思えますけども、どういう方式に持っていくか。それは三つの方式で、合併統一した時のイメージの問題とか、住民のサービスの問題とか、いろんな利点、長所、短所がいろいろございますので、それは経過を見ながら、2年か、3年か経った時点で考えながら、設置、新市を設置してから話をしていこうということで委員会ではまとめたつもりです。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

いいですか。よろしゅうございますか。今、迫田委員のおっしゃるように、非常にご迷惑をかけているというふうに感じております。しかし、私の考えでは、この問題だけじゃなくて、この協議会のいろんなものに影響してくるというふうに認識はいたしております。しかし、先ほどうちの議長も報告がありましたように、議会でそのような決議がされておりますので、先ほど私がいろいろ申し上げましたが、これにつきましては私は鋭意努力をいたしまして町民の理解を得て、そしてこのような議会がこのままスムーズに進んでいけるように努力をしなければいけない大きな責任があるということ認識をいたしております。そして、また、うちが例えばです離脱するということになれば、皆さんの各1市6町の議会でもって決議をした事項でございます。だから、単純にうち



が離脱するという事は、これは許されるわけがございません。皆さんの各1市6町の協議会が認めていただかなければ私は離脱はできないんだというふうに認識をいたしておりますので、ひとついろいろな角度からこの問題につきましても皆さん方のご協力をいただきまして何とかひとつこれが存続できますように私も鋭意努力はいたしますので、どうかひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、津田和委員の方から改めてこの協議会の運営を含めての決意の表明があったところでございます。先ほど私の方からも申し上げましたように、1市6町での枠組みでこの協議会は進めるということで申し上げたとおりでございますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。その中で迫田委員何か。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

後のですね新市の事務所の位置の提案理由の説明でも結構かというふうに思っておりますけれども、やはりですね、このことはやはり万に一つということがあるわけです。「今は絶対ない。」と言われるわけですけれども、それは本当にそのそれが、最後までこの法定協が進んだ時がですね、それが本当であって、この段階では本当ではないわけですから、やはりそういった部分で次の例えばその事務所の位置についての協議項目をする段階でですね、それでは、仮に、万に一つこういう事態になった場合には再度検討するんだと、そういったようなですね文言を織り込むようなですね何かの策をとっておかないとやはり後々問題が発生するのじゃないかと、私はそういうふうに思うわけですね。いかがでしょう。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、ご異議がございましたけれども、もう再々申し上げますけれども、仮定の論議で進めておきますと、この事項にかかわらず、すべての議論がそういうことになってまいるのでないかというふうに思っております。再三町長の方もお話がございましたように、この協議会をこのような形で進めてほしいと、隼人町のことにつきましては町の責任において住民の皆さん方にも十分理解を求めておきながら対応をしたいということでございます。私どもはこの協議会そのものは議会の離脱とは何らその効力が及ぶものでないということは再々申し上げておりましたし、最初に皆さんにご確認いただきましたように、この協議会につきましてはこれまでどおり1市6町で枠組みで協議を進めて、そのスケジュールに乗って協議を進めていくということをご理解をいただいているというふうに思っておりますので、そういう視点でこの協議会は進めていくべきではないかというふうに思っております。そういう形で進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

小委員会の中でもですねいろいろと、牧園の迫田です。小委員会の中でもいろいろと

ですね議員の立場からいろんな考え方なり、質疑をしながらこの小委員会を議論してきたわけですが、どうもですねもうつくられたルールの上を走っているようなそういう感じがしてならないわけです。やはりですねその、例えば、2番目の中で「本庁方式へ移行していく」ということをこう報告の中でうたわれておりますけども、こういった部分についてもですね再三いろんなこの考え方というものを述べたわけですが、たたき台そのものを見ても全然そういった声が反映されていない。わずかに後ろの3行だけにこういった意見もありましたと、わずかなそれだけの、意見ということですから、あとはどうでもいいというようなものですから、そういうようなものではですねやはり先々のこの協議会が危ぶまれるのではないかと。私はそういう懸念をいたしております。どうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまこの事務所位置等の小委員会についてのお話でしたが、この件につきましては恐らく八木委員長が十分ないろいろな議論をされての今日の報告ではないかと承っておりますが、その辺、今お話のあったことも含めまして協議の内容、協議の密度、協議の深度、そういったことも含めて補足していただければ大変ありがたい。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

詳しくは事務局の方から補足していただきたいと思います。4回の会議、時間は限られてきましたが、特に3回目、4回目はもう本当に時間をオーバーして、切りがないと言ったらちょっと大げさかもしれませんが、十分なディスカッションはしたつもりです。場所に、建設是非についてはですね、これはもう期限的なものと、100億前後のですね新庁舎を造ることに関しては、この間串良町でもちょっと問題になってきましたが、ちょっと期間的に無理であろうということで、それは否定しております。それから方式については、新市は本庁方式でやっていくのがイメージとしてはですね一番いいわけですが、サービスの、住民のサービスの低下ということを考えるとどうしても総合支所方式をとらざるを得ない。一部の委員からはそのいろんなマイナーチェンジもあり得るんじゃないかということで、そういうこともいろいろディスカッションをしております。当然経済的な経過は、合併としてのイメージは薄れてまいりますけども、まずは住民サービスの低下があってはいけないということで、その辺も十分な討議は尽くしております。それから場所についてはですねいろんな角度からやっておりますけども、やはり職員の数とかですね、それから人口重心とか、通勤の場所とか、いろんなことを考えると、隼人町とか、いろいろ意見もございましたけども、やはり行き着く所は国分市ということで落ち着いたかと思っておりますけども、ただ新市においてまた再度いろいろ微に入り、細に入り検討をし直してもいいんじゃないかということで、今回の文句はちょっと言葉足らずで終わっているかもしれませんが、議論については十分私はし尽くした

と思っております。よろしければ事務局から少し追加を。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、委員長の方からございましたが、事務局の方で何か補足することがありますか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

少し、補足となりますとちょっと失礼にあたるのかもしれませんが、状況について、それと小委員会の在り方について少しご説明させていただきたいと思います。小委員会の設置をするにあたりまして、第1回目の会議資料の中にこの小委員会の役割等について整理をしてあります。そしてこの小委員会の設置期間につきましては、最初の段階で協議スケジュールをいろいろと皆さんにお示しをしました。その協議スケジュールに沿う形で小委員会として取りまとめをする必要があるだろうということで小委員会としてのスケジュールの一つを決めさせていただいた経緯がございます。それから、この小委員会の設置期間につきましては、いわゆる協定項目として協議が整うまでの間、この小委員会を置くという形にいたしておりますので、この今日本日ここに報告をいたしておりますこの会議ですべてが終わったということにはならないと思いますので、今後のまたこの協定項目の協議の状況を見守る必要があろうかとは思っております。それから、この報告書を本日出させていただいておりますけれども、今、八木委員長の方からございましたとおり、委員会の中ではかなりの委員の方々にそれぞれ意見を出していただきました。そしてその取りまとめにあたりまして調整、たたき台というような形でもってこの代案を基にいろいろとまたさらに協議をしていただきました。その結果を受けて本日報告をさせていただいたというような経緯がございます。特にいろいろな意見が出されましたので、その意見をどういう形で集約をするかということで非常に苦労したわけです。その結果が最後の3行目のあたりに集約をされた。特に一つの方式を示しながら、将来的な問題も含めてやはり総合支所方式というのは有効な方法じゃないかというようなことがございました。そういうことを踏まえまして、これにつきましてはやはり新市がスタートをした後、やはりまた判断を下さなきゃいけない部分もあるのではないかなというようなことからこのような表現も一部できてきておるといふようなところでございます。当面そういう新設スタートをする段階では総合支所方式ということが大方の意見でございましたので、報告としてはこのような報告をさせていただいたということでございます。少し、補足といえますか、状況の報告をご説明申し上げました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま委員長、事務局の方から協議の経過の内容、それに出されましたいろいろな意見に対するディスカッションの状況、そういった状況についての説明がされたところでございますが、よろしゅうございますでしょうか。ほかにはご意見ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にほかにはないようでございます。ないようでございますので、報告第13号-3、新市事務所の位置検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。以上で議事については終わらせていただきます。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。先ほども申し上げましたが、(1)の協議第7号-2、新市の事務所の位置について、協定項目4になりますが、これが次回の協議事項ということでございます。この件につきまして事務局の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

それでは、新市の事務所の位置につきましては担当をいたしました計画班の方からご説明申し上げます。資料の6ページをお開きください。協議第7号-2、新市の事務所の位置について（協定項目4番）、新市の事務所の位置について次のとおり協議を求めます。(1)、新市の事務所、本庁の位置については、当面は国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。(2)、事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所とし、また、現在の牧之原支所は支所とする。将来的には本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。(3)、庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。平成15年10月9日提出、始良中央合併協議会会長鶴丸明人、7ページ以降の添付資料について簡潔にご説明いたします。7ページに添付しております資料におきましては、事務所の現況、1市6町の事務所の現況、それから事務所設置方式についての一覧表を掲げております。方式につきましては、ご承知のとおり、本庁方式、それから分庁方式、総合支所方式、基本的にはこの三つの方式がございます。これについて協議をしてまいりました。8ページにいきます。8ページの方には、1市6町の主要な官公署の一覧、それから交通機関等の一覧を掲載しております。これはお目通しいただきたいと思っております。9ページです。9ページの方には、新市事務所の位置の小委員会の協議状況を第1回から第4回まで項目、それから内容について整理したものを掲載しております。まず第1回では、委員長、副委員長の選任をした後、先ほど局長の方からありましたように、小委員会の役割、それから小委員会の審議日程、スケジュール等について協議をいたしました。詳細内容は右の内容のところをごらんいただきたいと思っております。それから、第2回の小委員会は8月28日に行いまして新市の事務所位置設置方式と庁舎建設の是非について議論がなされました。それから、第3回小委員会につきましては9月4日に行われ、この時には新市の事務所、本庁の位置についての意見交換、検討が行われました。そして第4回小委員会が9月10日に行われ、先ほど八木委員長の報告がございましたとおり、全体的な総括としまして新市の事務所、本庁の位置、事務所の方式、庁舎建設について最終的なまとめ、意見交換が行われまして右の内容に書いておりますようなことが決定されました。続きまして10ページでございます。10ページにおきまし

ては先進事例としまして合併しましたあさぎり町から現在合併協議をしております八代地域までの調整方針の例を掲載しております。お目通しいただきたいと思います。11ページに入ります。11ページには小委員会でお示ししました資料でございまして、1市6町、すいません。道路網の状況図と1市6町間の庁舎の距離、時間等を示した位置図を付けております。それから、12ページに主要官公署の位置図としまして、先ほどお示ししました官公署の位置から主な物を12ページの方に落としております。それから、13ページでございまして。これは人口の重心図でございまして。国分と隼人のちょうど境目の所に赤い星印がございまして。これが1市6町の人口の重心の位置になります。これは国勢調査のデータを基にいたしまして、それから分析、解析いたしまして出した位置でございまして。それから、あと緑の星印につきましては各市町の人口の重心を示したものであります。続きまして14ページに入ります。14ページの方には、日常生活圏等の検討をする資料といたしまして通勤・通学の状況、通院等の状況についての資料を添付しております。見方につきましては、居住地、一番上の通勤の方で説明いたしますと、国分市の方が国分市内に通勤される方が1万8,386名、国分市から溝辺町へ通勤される方が565名というような横と縦と関係を見ていただければ結構かと思っております。そのような形で整理をしております。それから、15ページに入りますが、15ページの方は、工業の状況、誘致企業の状況等を示した表でございまして。国分市に事業所が56箇所、溝辺町に17箇所というような形の整理の仕方で、そこに働いておられる従業員の方が国分市の56箇所でありまして9,537名というような形の工業統計資料等を添付しております。続きまして16ページに入ります。16ページの方は庁舎建設の是非をご審議いただく資料としまして添付してあります。まず一番上には、庁舎建設の事例といたしまして最近建設された市役所、それから今後建設予定の市役所で当協議会とほぼ人口規模が同等な所を探しまして添付しております。ただこの太田市役所、それから鈴鹿市役所、両方とも合併による新庁舎建設ではございませんので、あくまで単独でそのまま市役所を造られております。太田市役所におきましては138億、鈴鹿市役所におきましては今後120億を想定されているということでございまして。下の2番目の新庁舎建設した場合の試算というのは、先ほど申しましたように、国分市を本庁とした場合、新庁舎を新たに本庁方式として想定をしまして建設を新たにした場合には720名程度の類似団体の本庁に勤める職員数となります。そうした場合にどれぐらいのお金がかかるかということで試算をしておりますが、約60億ということでございまして、これはあくまで一般職員の換算面積を4.5㎡として720名に掛けておりますので、実際はもう少し広がるかと思っております。それから、これはあくまで起債の対象となる最低限の面積で出しております。事務所、事務室、倉庫、会議室、玄関、議事堂等、こういった物だけで算出しておりますので、ほかにグレードアップしますと、レストランとか、付属施設、そういった物が対象となりますが、今回は実施設計ではございませんので、一応最低必要限の起債になるような面積ということ

で算出しております。その点はご了承いただきたいと思います。それから、3番目の分は、この国分市を本庁とした場合に、先ほど言いましたように、もう一棟ですけれども別に本庁方式になった場合に庁舎を建設するとした場合にこの庁舎に入り切れない分を造るとしますと約19億かかりますというような資料でございます。この全体事業費におきましては、本工事のほかに設計費、用地費、付帯工事費、付帯施設費、外構費等の工事費が別途に加算されますので、これはあくまで最低限の目安としてごらんいただきたいと思います。続きまして17ページでございます。平成17年度までに合併いたしますと合併特例債というものが使えます。その中で17ページには財政支援の説明を書いております。本1市6町におきましては合併後10年間の特例債の対象となる事業費が615億でございます。その場合に合併せずに、例えば、先ほど申しました前ページの新庁舎の試算の資料で新庁舎をもし造るとすれば約60億かかると申し上げましたが、それを合併せずに造った場合は一般財源としましてすべて市町村負担で60億がかかります。しかし、合併後建設した場合には市町村の負担が、真ん中に書いておりますように、特例債、交付税措置を除きまして約20億で済むと、3分の1で済むというような特例債の活用のお事例をお示しいたしております。続きまして18ページです。18ページの方には現在の各市町の現況といたしまして各市役所、役場の完成年度、それから償却対応年度等を整理いたしております。そして右の方には現在の庁舎におられる本庁職員数が国分市の280名から福山町の55名まで、それからこれの左の方に延べ床面積というのがございますが、そこに示してあります面積を先ほどの試算に用いました一般職員一人あたりの面積が4.5㎡とした場合にどれだけ対応可能かという数字を出しております。国分市の470から福山町の55というような形で対応可能の職員数を算出しております。19ページに入りますが、先ほど総合支所方式ということでご説明をしたわけですが、部門別の職員数についての整理をした資料でございます。まず管理部門というのが、総務、企画、財政、情報、秘書広報、このような課が現在1市6町の組織の中にはございます。そういった管理部門の方が現在職員として何人おるかという調査をしております。全部で206名になります。それから事務局部門、これは議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会、そういった事務局に携わっている職員が1市6町で48名、合計、管理それから事務局部門におきましては254名いるというふうになります。それから、本庁の職員としましては各町の現在支所を除きます本庁には880名が在籍しているというふうになります。そしてすべての1市6町現在の職員数は1,241名でございます。それから、参考までに福祉部門、教育部門には各市町どれだけ職員がいるかということで出したものが右の方の二つになります。そして下の方の合併後10年後の類似団体の職員数の目指す場合ということで数字の棒グラフがございますが、これは始良中央地域の財政シミュレーションとしまして研究会の時にシミュレーションを昨年、14年の11月に行いました。その分をここに掲載いたしております。仮に、現在1,200名余りの職員がおるわけですが、もし合併

しますと、類似団体が13万ぐらいの都市でございますと10年間で962名程度に類似団体から見ますと落とさなきゃならないということで、例えば、この平成18年を見ていただくと分かりますように、平成18年には1市6町で退職者が47名おります。それに対しまして、通常ですと47名の採用になるわけですが、こういう人員削減を考慮しましてこれは6割採用、47名の退職に対しまして28名の採用というようなやり方をしていきますと10年間で約250名程度が減っていくというようなシミュレーションになっております。ただし、合併後どの方式を使うにしましても職員は、一般職員におきましては身分保障というものがございます。ですから、合併直後にすぐに職員が減って削減効果があるというのは見られません。一応左の方にそのような注意書き等を書いております。それから、20ページ、21ページにおきましては、先ほど示しましたいろんな各市町の行政機構ですね、これを国分市の方から福山町まで一覧表にして書いております。各課に何人ずついるというような形で示してございまして、溝辺町の保健福祉のところ網掛けがしてありますが、これは国分市で言う福祉事務所をこの保健福祉の方でやっていると、国分市の行政機構のどこに該当するかということで網掛けがしてあります。それから、22ページにおきましては、新庁舎を建設しないと、まず庁舎建設についての是非が行われました。その結果を基にしましたフローチャートでございまして、新庁舎を建設するか、しないかということで、しないと、ノーというところから、じゃあそれから、しないと当然、先ほど申しましたように、新庁舎の場合ですと720名程度が本庁方式になりますので、建設しないとしますと総合支所か、分庁方式になります。そしてその議論のなされた総合支所方式とした場合に1市1本庁6総合支所1支所方式というような形になるということを書いております。そして将来的には今後行政内部の効率化等を図りながら本庁方式への移行等も検討を、新市になってから検討するというので、その部分につきましては点線としております。それから、23ページにおきましては、庁舎建設をしない。それから総合支所方式とした場合にじゃあ事務所の位置を、国分市に決まったわけですが、その検討の過程を書いてございまして、現庁舎を最大限に活用しながら、そして1市6町の重心、日常生活圏、交通事情、それから本庁舎に管理部門と事務局部門を集結した機能とした場合にどこが当面妥当かというような形で決まりました経過をフローチャートにして整理してしております。以上で協議第7号-2、新市の事務所の位置についての事前提案のご説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から小委員会で議論されあるいは検討された資料等を併せて提出し、その内容についての説明が詳細にされたところでございますが、このことにつきまして何かご質問ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、特にないようでございますので、協議第7号-2、新市の事務所の位置に

ついて（協定項目4）は終わらせていただきますが、この案件につきましては、先ほどから申し上げておりますように、次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。続きまして会議次第6のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

最初開会前に隼人町長より説明がございましたが、隼人町議会の離脱関係、その他関連いたしましてご意見を申し述べさせていただきます。今回の隼人町議会の離脱案の可決は本当に残念の極みでございます。私たち、隼人町長も説明がございましたが、1市3町による最初の青年会議所の住民発議、その発端も、私たち1市3町による合併に関する議員間のお互いのこう勉強した、それが発端になったようでございます。私たち1市3町（福山、国分、霧島、隼人町）の議会議員の中において、平成5年からですかね、これから先の広域合併の在り方等について調査研究、これは任意の議会議員の中でつくった調査研究機関でございましたが、10年来一緒になって行動してきたところでございます。その中において先ほどの1市3町の住民発議が否決されまして、新しい形の1市6町による提案がなされ、協議会が設立されて進んでいるところです。合併の方式、協定項目の第1項であります協議第4号で、第5回会議でございました。7月24日に原案可決されたところでございますが、私もその方式については最もふさわしい方式であると賛成討論を申し述べて可決されたところでございます。そのような中において、私も非常にこのこれから先のこの協議会の方向性等について今日は来る時本当に不安を感じて来たところでございますが、会長の説明、そして、また、隼人町長、津田和町長の強い決意を聞きまして、このまま協議会は継続するというところで安心しているところでございますけれども、しかし、来年の9月すべての議案が終了いたしまして、議会に提案された場合にですねどのようになるか。本当にそれが不安でなりません。そうならないために津田和町長は強い決意を申し述べていただきましたので、それに向かって邁進していただきたいと。それと本日は隼人町の議長並びに議会代表の委員2名が退席されたところでございますが、次回からはですねやはりこの協議会と一緒に話のできる議員を是非出していただきたいと願うところです。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま川畑委員の方から次回からの委員の問題についてのお話がございましたが、先ほど申し上げましたように、議長につきましては、これはあて職でございますので、当然にご要請を申し上げたいと思います。なお、その他の委員につきましては、先ほど申し上げましたように、隼人町議会において推薦をしていただく。もし交代されるような状況になるのであれば、その手続きを踏まえてしていただくと。それまでの間は引き続き委員ということで冒頭申し上げたとおりでございますので、そのようなお願いをしてまいりたいと思っております。



○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

ただいまご意見が出ましたように、先も申し上げましたが、本当この協議会には大変ご迷惑をおかけします。しかし、今、さっきも申し上げましたが、何とか、今おっしゃるように、議会がそういう形で否決をされておりますので、何はともあれ私の立場では議会の議決を経なければいけないことがいっぱいあるわけです。だから、早い何とか時期で、さっき申し上げましたように、住民の理解を得て、そして議会がまず可決されるような、ひとつ住民の方々の理解を得て納得していただくように努力をしなければいけないというふうに考えておりますので、ひとつ他の1市5町の皆さんが、さっき申し上げましたように、ひとつ陰ながら応援をいただきまして、また、皆さんと同じ仲間であらうと物言えるような立場にどうしてもしなければいけないというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

一つお願いでございますけれども、議事の進め方についての提言でございます。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

道祖瀬戸でございます。議長素晴らしく議事を取りまとめ、うまく今日まで進んでおると思いますけれども、せっかく1市6町、そして広域枠がここに顔を並べて議事を進めておるわけでございます。ですから、意見を述べようかなと思っては、やはりこの上まで、意見まで出ないという方も大勢いらっしゃるのでは、私を含めてですねいらっしゃるのではないかと思うわけでございます。そこで提案でございますけれども、1市8町にですね議長の方から取りあえず指名をしていただき、広域枠を含めてですね8名、8枠に指名をしていただいて、そしてその中で7名の委員がおりますので、交代でもよろしいかと思いますが、一応その意見を求め、その後においてオープンで広く質疑を求められる方式をとられたら、さらに各市町の思い、考えというのが表明に出てくるのではないかというそういう気がいたしましてここに提言いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、大変貴重なご提言をいただきました。私のご意見はございませんでしょうかというふうに申し上げた段階でなかなか手が挙がらないという方もおられるということですが、この協議会の部分につきましては、いろんな形で段階、段階でも議論をされておっての提案がということもあります。そういったことも事務局の方からの補足もさせていただきながら、今ありましたような方法についてもですね必要に応じてそうい

う対応も考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

協定項目の6番になるわけでございますけれども、この協議会が開催される時の経過報告の中で、まちづくりフォーラム委員会との交換会も終わって新市のまちづくり計画の骨子案が近く出来上がって、10月の上旬には提出できるんじゃないかならうかというご発言があったわけでございますが、今度の第10回の協議会にはこれは出ないのかどうかお尋ねをいたしたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の、私の先ほどごあいさつで申し上げましたけれども、この協議会の中では段取り的にどうでしょうかということ。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

新市のまちづくり計画につきましては、スケジュールでいきますと次回の協議会、10月の9日でしょうか、それに提案ができるように鋭意努力をいたしているところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

合併特例法による協定項目の8番目というのがありますね。いわゆる協定の51の協議の中で50番目に決定されておると思ひますが、地域審議会の設置ということがありますけれども、地域住民の皆さん方は、合併すると中心部からそれが遠くなってくる。自分たちの声が届かないのんじゃないかならうかという心配がございます。議会議員の方々それぞれに地域住民の方々の意見を市政に反映していただくとは思ひますが、今度の特例法の中ではやはり合併前の市町村を単位としたいいわゆる地域審議会の設置ということがうたわれておひまして、協定項目の8番になっているようでございます。この協定順位から見ますと50番目になっているんじゃないかならうかと思ひわけでございますが、来年に入ってからですが、これを早めることによって地域住民の皆さん方の意見はこういった方法もあるんだなあということでこの合併についての理解度も早く理解ができるんじゃないかならうかと思ひますので、この地域審議会の設置ということの協定項目を予定どおり早めていただきたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

このことについては国の動向もあると思ひますので、それも踏まえて少し考え方をお話をさせていただきたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

はい、地域審議会の設置につきましては、今説明があったとおひの日程で今は計画しております。今、諸般の報告で、分科会、専門部会がたくさん入ってそれぞれの協議項

目を審議しているところでございますけれども、1,244ぐらいの事務事業がございます。その中でランクをA、B、C付けて、Aランクにつきましては、住民の関心がある。そして住民の生活に多大な影響がある。そして、また、政策的に重要なものということで、ここで協議していただくというようなAランクを付けております。というようなことで各分科会、専門部会では早目にA項目を消化して、そしてBとか、C項目を審議するようにしております。今言われました地域審議会につきましては、今日審議を、提案をいたしておりますけれども、企画専門部会の方で審議するようになっておりますので、先ほど言いましたように、A項目から早目に審議をするということで、またそっちの方と協議をしながらですね、早目に出される状況にあるのかどうか協議をして、また報告をしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ご趣旨を踏まえて、いろんな他の状況もあろうかと思っておりますけれども、協議をしていくということでございます。ほかにございませんでしょうか。委員の皆さん何か。事務局の方は。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

先ほども若干ご説明いたしましたけれども、今回の協議会の開催日程をご連絡させていただきます。第9回会議の資料の1ページ、会議次第の一番下でございますが、第10回協議会につきましては10月9日木曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催させていただきますので、出席の方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようでございます。本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。本日は大変長時間にわたりましたけれども、委員の皆様方のご協力誠にありがとうございました。これで終わりたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これをもって第9回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 3時40分」